

市第88号議案

公園の指定管理者の指定

次のように公園の指定管理者を指定する。

令和4年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
馬場花木園	中区日本大通58番地	公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 福 山 一 男	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
入船公園、潮田公園及び東寺尾一丁目ふれあい公園	都筑区仲町台三丁目5番7号	サカタのタネグリーンサービス株式会社 代表取締役社長 岩井 雅彦	同
本牧臨海公園及び本牧市民公園（体験学習施設を除く。）	南区唐沢15番地	横浜植木株式会社 代表取締役社長 伊藤 智司	同
本牧山頂公園	同	同	同
清水ヶ丘公園	磯子区杉田四丁目5番10号	横浜緑地・協栄パートナーズ 代表者 横浜緑地株式会社 代表取締役社長 瀧本 靖	同
仏向原ふれあい公園	南区唐沢15番地	横浜植木株式会社 代表取締役社長 伊藤 智司	令和5年4月1日から令和9年3月31日まで
南本宿公園（分区園に限る。） 、南本宿第三公園及び師岡町梅の丘公園	同	同	同

長浜公園	中区日本大通58番地	横浜市緑の協会・サカタのタネグリーンサービスグループ 代表者 公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 福 山 一 男	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
岸根公園	同	公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 福 山 一 男	同
若草台第二公園 (分区園に限る。)及び大榎杉の森ふれあい公園	南区六ツ川四丁目1,234番地	株式会社田澤園 代表取締役社長 田澤 重幸	令和5年4月1日から令和9年3月31日まで
深谷町ふれあい公園、和泉アカシア公園(分区園に限る。)及び泉が丘公園(分区園に限る。)	金沢区釜利谷東八丁目3番20号	株式会社春峰園 代表取締役社長 相澤 保	同
小菅ヶ谷北公園	港北区新横浜一丁目13番地の3	奈良・生駒植木共同事業体 代表者 奈良造園土木株式会社 代表取締役社長 青木 洋一	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
本郷ふじやま公園(弓道場に限る。)	戸塚区戸塚町2,623番地の35	横浜市弓道協会 会長 伊 藤 律 郎	同
中田中央公園	港北区新横浜一丁目13番地の3	奈良・ニホンターフメンテナ ンス共同事業体 代表者 奈良造園土木株式会社 代表取締役社長 青木 洋一	同
瀬谷本郷公園	南区唐沢15番地	横浜植木株式会社 代表取締役社長 伊藤 智司	同

提 案 理 由

馬場花木園等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

横浜緑地・協栄パートナーズの構成員

- 1 磯子区杉田四丁目 5 番 10 号

横浜緑地株式会社

代表取締役社長 瀧 本 靖

- 2 東京都中央区日本橋蛸殻町 2 丁目 13 番 9 号

株式会社協栄

代表取締役社長 山 田 賢 治

横浜市緑の協会・サカタのタネグリーンサービスグループの構成員

- 1 中区日本大通 58 番地

公益財団法人横浜市緑の協会

理事長 福 山 一 男

- 2 都筑区仲町台三丁目 5 番 7 号

サカタのタネグリーンサービス株式会社

代表取締役社長 岩 井 雅 彦

奈良・生駒植木共同事業体の構成員

- 1 港北区新横浜一丁目 13 番地の 3

奈良造園土木株式会社

代表取締役社長 青 木 洋 一

- 2 戸塚区小雀町 1,805 番地

生駒植木株式会社

代表取締役社長 生 駒 順

奈良・ニホンターフメンテナンス共同事業体の構成員

- 1 港北区新横浜一丁目 13 番地の 3

奈良造園土木株式会社

代表取締役 青 木 洋 一
社 長

- 2 保土ヶ谷区星川三丁目 20 番 5 号

ニホンターフメンテナンス株式会社

代表取締役 清 水 克 巳
社 長

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）